

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）
（附則第四十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（療養の機関及び費用の負担） 第五十五条（略）</p> <p>2 前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付について健康保険法第七十六条第二項の規定の例により算定した費用の額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額を一部負担金として当該医療機関又は薬局に支払うものとする。ただし、前項第二号に掲げる医療機関又は薬局から受ける場合には、組合は、運営規則で定めるところにより、当該一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものことができる。</p> <p>一 次号又は第三号に掲げる場合以外の場合 <u>百分の三十</u></p> <p>二・三（略）</p> <p>3～7（略）</p> <p>（特定療養費） 第五十五条の三（略）</p>	<p>（療養の機関及び費用の負担） 第五十五条（略）</p> <p>2 前項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付について健康保険法第七十六条第二項の規定の例により算定した費用の額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額（当該給付（第二号又は第三号に掲げる場合に該当する者が受けたものを除く。）に薬剤の支給（第五十五条の三第三項各号に掲げるものを除く。）が含まれるときは、当該金額並びに当該薬剤の支給について同法第七十四条第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した金額の合算額）を一部負担金として当該医療機関又は薬局に支払うものとする。ただし、前項第二号に掲げる医療機関又は薬局から受ける場合には、組合は、運営規則で定めるところにより、当該一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものことができる。</p> <p>一 次号又は第三号に掲げる場合以外の場合 <u>百分の二十</u></p> <p>二・三（略）</p> <p>3～7（略）</p> <p>（特定療養費） 第五十五条の三（略）</p>

2 (略)

3 | 8 | (略)

9 | 第五十五条第七項の規定は、第四項の場合において、第二項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用につき特定療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

(療養費)

第五十六条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定により支給する療養費の額は、当該療養（食事療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に療養（食事療養を除く。）に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）からその額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した金額及び当該食

2 (略)

3 | 第一項の療養（第五十五条第二項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する者が受けたものを除く。）に薬剤の支給（次に掲げるものを除く。）が含まれるときは、特定療養費の額は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する金額から当該薬剤の支給について健康保険法第七十四条第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した金額を控除した金額とする。

一 健康保険法第七十四条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める療養に伴う薬剤の支給

二 第五十四条第一項第五号に掲げる療養に伴う薬剤の支給

三 健康保険法第八十六条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める療養に含まれる薬剤の支給

4 | 9 | (略)

10 | 第五十五条第七項の規定は、第五項の場合において、第二項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用につき特定療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

(療養費)

第五十六条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定により支給する療養費の額は、当該療養（食事療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に療養（食事療養を除く。）に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）からその額に第五十五条第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した金額（次項にお

事療養について算定した費用の額（その額が現に食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から標準負担額を控除した金額の合算額（第一項の規定による場合には、当該合算額の範囲内で組合が定める金額）とする。

4 前項の費用の額の算定に関しては、療養の給付を受けるべき場合には第五十五条第六項の療養に要する費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合には第五十五条の第二項の食事療養についての費用の額の算定、特定療養費の支給を受けるべき場合には前条第二項の療養についての費用の額の算定の例による。

（家族療養費）

第五十七条（略）

2 家族療養費の額は、第一号に掲げる金額（当該療養に食事療養が含

いて「定率支給標準額」という。）及び当該食事療養について算定した費用の額（その額が現に食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から標準負担額を控除した金額の合算額（第一項の規定による場合には、当該合算額の範囲内で組合が定める金額）とする。

4 第一項又は第二項の療養費に係る療養（第五十五条第二項第二号又は第三号に掲げる場合に該当する者が受けたものを除く。）に薬剤の支給（次に掲げるものを除く。）が含まれるときは、療養費の額は、前項の規定にかかわらず、定率支給標準額から当該薬剤の支給について健康保険法第七十四条第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した金額を控除した金額（第一項の規定による場合には、当該金額の範囲内で組合が定める金額）とする。

一 健康保険法第七十四条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める療養に伴う薬剤の支給

二 第五十四条第一項第五号に掲げる療養に伴う薬剤の支給

三 健康保険法第七十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める療養又は同法第八十六条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める療養に含まれる薬剤の支給

5 第三項の費用の額の算定に関しては、療養の給付を受けるべき場合には第五十五条第六項の療養に要する費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合には第五十五条の第二項の食事療養についての費用の額の算定、特定療養費の支給を受けるべき場合には前条第二項の療養についての費用の額の算定の例による。

（家族療養費）

第五十七条（略）

2 家族療養費の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号

まれるときは、当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額」とする。

一 当該療養（食事療養を除く。）について算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）に次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める割合を乗じて得た金額

イ 口からニまでに掲げる場合以外の場合 百分の七十

口 被扶養者が三歳に達する日の属する月以前である場合 百分の

八十

ハ 被扶養者（二に規定する被扶養者を除く。）が七十歳に達する

日の属する月の翌月以後である場合 百分の九十

二 第五十五条第二項第三号に掲げる場合に該当する組合員その他

政令で定める組合員の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の

翌月以後である場合 百分の八十

二 当該食事療養について算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から標準負担額を控除した金額

に定める金額とする。ただし、第一号から第六号までに掲げる場合に

おいては、現に療養に要した費用の額の百分の七十（第二号、第四号及び第六号に掲げる場合においては、百分の八十）に相当する金額を、第七号に掲げる場合においては、第二号、第四号又は第六号に規定する金額は現に療養に要した費用の額の百分の八十に相当する金額を、食事療養について算定した費用の額は現に食事療養に要した費用の額に相当する金額を超えることができない。

一 保険医療機関等から第五十四条第一項第一号から第四号までに掲げる療養（同項第五号に掲げる療養に伴う療養及び選定療養を除く。）を受ける場合（第五号に掲げる場合を除く。） その療養について算定した費用の額の百分の七十に相当する金額

二 保険医療機関等から第五十四条第一項第五号に掲げる療養（食事療養及び選定療養を除く。）を受ける場合（第六号に掲げる場合を除く。） その療養及びその療養に伴う同項第一号から第三号までに掲げる療養について算定した費用の額の百分の八十に相当する金額

三 特定承認保険医療機関から第五十四条第一項第一号から第四号までに掲げる療養（同項第五号に掲げる療養に伴う療養を除く。）を受ける場合又は保険医療機関等から同項第一号から第四号までに掲げる療養であつて選定療養に該当するもの（同項第五号に掲げる療養に伴う療養を除く。）を受ける場合（第五号に掲げる場合を除く。） その療養について算定した費用の額の百分の七十に相当する金額

四 特定承認保険医療機関から第五十四条第一項第五号に掲げる療養（食事療養を除く。以下この号において同じ。）を受ける場合又は保険医療機関等から同号に掲げる療養であつて選定療養に該当する

ものを受ける場合（第六号に掲げる場合を除く。）その療養及びその療養に伴う同項第一号から第三号までに掲げる療養について算定した費用の額の百分の八十に相当する金額

五 保険医療機関等から第五十四条第一項第一号から第四号までに掲げる療養（同項第五号に掲げる療養に伴う療養及び選定療養を除く。）及び同項第一号から第四号までに掲げる療養であつて選定療養に該当するもの（同項第五号に掲げる療養に伴う療養を除く。）を受ける場合 第一号及び第三号に規定する金額の合算額

六 保険医療機関等から第五十四条第一項第五号に掲げる療養（食事療養及び選定療養を除く。）及び同号に掲げる療養（食事療養を除く。）であつて選定療養に該当するものを受ける場合 第二号及び第四号に規定する金額の合算額

七 第二号、第四号又は前号に掲げる場合において併せて食事療養を受ける場合 第二号、第四号又は前号に規定する金額及び当該食事療養について算定した費用の額から標準負担額を控除した金額の合算額

3 被扶養者が三歳に達する日の属する月以前である場合における前項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。

4 被扶養者（次項に規定する被扶養者を除く。）が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合における第二項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び「百分の八十」とあるのは、「百分の九十」とする。

5 第五十五条第二項第三号に掲げる場合に該当する組合員その他政令で定める組合員の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合における第二項の規定の適用については、同項中「百分の

七十」とあるのは、「百分の八十」とする。

6 第二項第一号、第三号又は第五号の療養（六歳未満の被扶養者又は前二項の場合に該当する被扶養者が受けたものを除く。）に薬剤の支給（次に掲げるものを除く。）が含まれるときは、家族療養費の額は、第二項の規定にかかわらず、同項第一号、第三号又は第五号に規定する金額（その金額が現に支払うべき療養に要した費用の額の百分の七十に相当する金額を超えるときは、当該百分の七十に相当する金額）から当該薬剤の支給について健康保険法第七十四条第二項、第四項及び第五項の規定の例により算定した金額を控除した金額とする。

一 健康保険法第七十四条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める療養に伴う薬剤の支給

二 健康保険法第七十四条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める療養又は同法第八十六条第三項第三号に規定する厚生労働大臣が定める療養に含まれる薬剤の支給

7 第二項第一号から第四号までに規定する療養についての費用の額の算定に関しては、同項第一号及び第二号に規定するものにあつては第五十五条第六項の療養に要する費用の額の算定、第二項第三号及び第四号に規定するものにあつては第五十五条の三第二項の療養についての費用の額の算定、第二項第七号に規定する食事療養についての費用の額の算定に関しては、第五十五条の二第二項の食事療養についての費用の額の算定の例による。

8 10（略）

11 第五十四条第三項、第五十五条の二第六項、第五十五条の三第七項並びに第五十六条第一項及び第二項の規定は、家族療養費の支給について準用する。

12 前項において準用する第五十六条第一項又は第二項の規定により支

3 前項第一号の療養についての費用の額の算定に関しては、保険医療機関等から療養（選定療養を除く。）を受ける場合にあつては第五十五条第六項の療養に要する費用の額の算定、特定承認保険医療機関から療養を受ける場合又は保険医療機関等から選定療養を受ける場合にあつては第五十五条の三第二項の療養についての費用の額の算定、前項第二号の食事療養についての費用の額の算定に関しては、第五十五条の二第二項の食事療養についての費用の額の算定の例による。

4 6（略）

7 第五十四条第三項、第五十五条の二第六項、第五十五条の三第六項並びに第五十六条第一項及び第二項の規定は、家族療養費の支給について準用する。

8 前項において準用する第五十六条第一項又は第二項の規定により支

給する家族療養費の額は、第二項の規定の例により算定した金額（同条第一項の規定による場合には、当該金額の範囲内で組合が定める金額）とする。

9| 第五十五条第七項の規定は、第五項の場合において、療養につき第三項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用につき家族療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

（家族訪問看護療養費）

第五十七条の二（略）

2 家族訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護について健康保険法第八十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額に前条第二項第一号イからニまでに掲げる場合の区分に応じ、同号イからニまでに定める割合を乗じて得た金額とする。

給する家族療養費の額は、第二項から第六項までの規定の例により算定した金額（同条第一項の規定による場合には、当該金額の範囲内で組合が定める金額）とする。

13| 第五十五条第七項の規定は、第九項の場合において、療養につき第七項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用につき家族療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

（家族訪問看護療養費）

第五十七条の二（略）

2 家族訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護について健康保険法第八十八条第四項に規定する厚生労働大臣が定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額とする。

一 次号から第四号に掲げる場合以外の場合 百分の七十
二 被扶養者が三歳に達する日の属する月以前である場合 百分の八十

三 被扶養者（次号に規定する被扶養者を除く。）が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の九十

四 第五十五条第二項第三号に掲げる場合に該当する組合員その他政令で定める組合員の被扶養者が七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 百分の八十

3・4（略）

（療養に関する退職又は死亡後の給付）

第五十九条 組合員が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合等の給付

第五十九条 組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組

規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者（次項において「日雇特例被保険者等」という。）となつた場合において、その者が退職した際に療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費（同法の規定によるこれらの給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）で同じ。）、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費（同法の規定によるこれらの給付のうち療養に相当する同法第七条第五項に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）、施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）若しくは特例施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第七条第二十項に規定する施設サービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。）を受けているとき（その者が退職した際にその被扶養者が老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費を受けているときを含む。）には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について継続して療養の給付、入院時食事療養費、

合員であつた者（以下「一年以上組合員であつた者」という。）が退職した際に療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費若しくは老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費（同法の規定によるこれらの給付のうち療養に相当する同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この条、第六十四条第三項及び第八十七条の五第一項において同じ。）、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費（同法の規定によるこれらの給付のうち療養に相当する同法第七条第五項に規定する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条、第六十四条第三項及び第八十七条の五第一項において同じ。）、施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等に係るものに限る。以下この条、第六十四条第三項及び第八十七条の五第一項において同じ。）若しくは特例施設介護サービス費（同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第七条第二十項に規定する施設サービスに係るものに限る。以下この条、第六十四条第三項及び第八十七条の五第一項において同じ。）を受けている場合（一年以上組合員であつた者が退職した際にその被扶養者が老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費を受けている場合を含む。）には、当該病気（その原因となつた病気又は負傷を含む。）又は負

特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。

2 組合員が死亡により資格を喪失し、又は組合員であつた者が死亡により前項の規定の適用を受けることができないこととなつた場合であつて、かつ、当該組合員又は組合員であつた者の被扶養者が日雇特例被保険者等となつた場合において、当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けているとき（当該組合員又は組合員であつた者が死亡した際に当該被扶養者が老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費を受けているときを含む。）には、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について、継続して家族療養費、

傷についてこれらの給付（地方の組合の給付又は私立学校教職員共済法による給付でこれらの給付に相当するものを含む。）の支給開始後五年を経過するまでの間、当該病気又は負傷及びこれらにより生じた病気について継続して療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を支給する。ただし、その期間内に他の組合の組合員（地方の組合でこれらの給付に相当する給付を行うものの組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者を除く。）及び船員保険の被保険者を含む。以下この条及び第六十一条第二項において同じ。）の資格を取得したとき（家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費については、その被扶養者がその期間内に当該組合若しくは他の組合の組合員又はその被扶養者となつたときを含む。）は、その日以後は、この限りでない。

2 一年以上組合員であつた者が死亡した際に家族療養費又は家族訪問看護療養費を受けている場合（一年以上組合員であつた者が死亡した際にその被扶養者が老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費を受けている場合を含む。）には、その死亡を退職とみなして前項の規定を適用するものとし、たならば同項の規定により受けることができる期間、継続して家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費を当該組合員であつた者の被扶養者として現に療養を受けている者に支給する。

家族訪問看護療養費又は家族移送費を当該組合員であつた者の被扶養者として現に療養を受けている者に支給する。

3 前二項の規定による給付は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。

一 当該病气又は負傷について、健康保険法第五章の規定による療養の給付若しくは入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費（次項前段に規定する移送費を除く。）、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費（同項前段に規定する家族移送費を除く。）の支給を受けることができるに至つたとき、又は老人保健法の規定による医療若しくは入院時食事療養費、特定療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給（同項後段の規定に該当する場合における医療又は入院時食事療養費、特定療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を除く。）を受けることができるに至つたとき。

二 その者が、他の組合の組合員（地方の組合でこれらの給付に相当する給付を行うものの組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特別被保険者を除く。）及び船員保険の被保険者を含む。第六十一条第二項ただし書、第六十四条ただし書、第六十六条第三項ただし書並びに第六十七条第二項ただし書及び第三項ただし書において同じ。）若しくはその被扶養者又は国民健康保険の被保険者となつたとき。

三 組合員の資格を喪失した日から起算して六月を経過したとき。

4 第一項及び第二項の規定による給付は、当該病气又は負傷について、健康保険法第五章の規定による特別療養費（同法第百四十五条第七項において準用する同法第百三十二条の規定により支給される療養費を含む。）又は移送費若しくは家族移送費（当該特別療養費に係る療

3 前二項の規定による給付は、老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは医療費又は老人訪問看護療養費を受けることができるときは、支給しない。

養を受けるための移送に係る移送費又は家族移送費に限る。）の支給を受けることができる間は、行わない。老人保健法第二十五条第一項各号に掲げる者であつて、健康保険法第四十五条第一項の規定に該当するものが、当該病気又は負傷について、老人保健法の規定による医療又は入院時食事療養費、特定療養費、医療費、老人訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けることができる間も、同様とする。

（出産費及び家族出産費）

第六十一条（略）

2 前項の規定は、組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者（以下「一年以上組合員であつた者」という。）が退職後六月以内に出産した場合について準用する。ただし、退職後出産するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

3（略）

（埋葬料及び家族埋葬料）

第六十二条（略）

2（略）

3 被扶養者が死亡したときは、家族埋葬料として、第一項の規定による埋葬料の金額の百分の七十に相当する金額を支給する。ただし、その金額が政令で定める金額に満たない場合には、当該政令で定める金額とする。

4（略）

第六十四条 組合員であつた者が退職後三月以内に死亡したときは、前条第一項及び第二項の規定に準じて埋葬料を支給する。ただし、退職後死亡するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

（出産費及び家族出産費）

第六十一条（略）

2 前項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職後六月以内に出産した場合について準用する。ただし、退職後出産するまでの間に他の組合の組合員の資格を取得したときは、もとの組合は、出産費を支給しない。

3（略）

（埋葬料及び家族埋葬料）

第六十二条（略）

2（略）

3 被扶養者（次条第一項の規定の適用を受ける者を除く。）が死亡したときは、家族埋葬料として、第一項の規定による埋葬料の金額の百分の七十に相当する金額を支給する。ただし、その金額が政令で定める金額に満たない場合には、当該政令で定める金額とする。

4（略）

第六十四条 第五十九条第一項の規定により療養に関する給付を受けている者（当該給付が家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費である場合には、療養を受けている被扶養者。以下この項において「継続療養受給者」という。）が死亡したとき、継続療養受給者であつ

た者がその給付を受けなくなつた日後三月以内に死亡したとき、又は組合員であつた者が退職後三月以内に死亡したときは、前条の規定に準じて埋葬料又は家族埋葬料を支給する。

2 第五十九条第一項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

3 第五十九条第三項又は第六十条第三項の規定の適用がある場合には、老人保健法の規定による医療、入院時食事療養費、特定療養費若しくは医療費若しくは老人訪問看護療養費又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費若しくは居宅支援サービス費、特例居宅介護サービス費若しくは特例居宅支援サービス費、施設介護サービス費若しくは特例施設介護サービス費を第五十九条第一項の規定による療養の給付、入院時食事療養費、特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費又は家族療養費若しくは家族訪問看護療養費とみなして、第一項の規定を適用する。

(傷病手当金)

第六十六条 (略)

2 (略)

3 一年以上組合員であつた者が退職した際に傷病手当金を受けている場合には、その者が退職しなかつたとしたならば前項の規定により受けることができる期間、継続してこれを支給する。この場合においては、第五十九条第一項ただし書の規定を準用する。

4 10 (略)

(出産手当金)

第六十七条 (略)

2 前項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職後六月以内に出産した場合について準用する。

(傷病手当金)

第六十六条 (略)

2 (略)

3 一年以上組合員であつた者が退職した際に傷病手当金を受けている場合には、その者が退職しなかつたとしたならば前項の規定により受けることができる期間、継続してこれを支給する。ただし、その者が他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

4 10 (略)

(出産手当金)

第六十七条 (略)

2 前項の規定は、一年以上組合員であつた者が退職後六月以内に出産した場合について準用する。ただし、退職後出産するまでの間に他の

組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

- 3 一年以上組合員であつた者が退職した際に出産手当金を受けているときは、その給付は、第一項に規定する期間内は、引き続き支給する。ただし、その者が他の組合の組合員の資格を取得したときは、この限りでない。

(掛金)

第百条 (略)

2 (略)

- 3 掛金は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額を標準として算定するものとし、その標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、組合(前条第二項第二号に規定する掛金に係るもの)にあつては、連合会(の定款で定める)。

4・5 (略)

(任意継続組合員に対する短期給付等)

第百二十六条の五 (略)

2・4 (略)

- 5 任意継続組合員が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日(第四号に該当するに至つたときは、その日)から、その資格を喪失する。

一 任意継続組合員となつた日から起算して二年を経過したとき。

- 3 第六十一条第二項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「出産費」とあるのは、「その資格を取得した日以後の期間に係る出産手当金」と読み替えるものとする。

- 4 一年以上組合員であつた者が退職した際に出産手当金を受けているときは、その給付は、第一項に規定する期間内は、引き続き支給する。この場合においては、第五十九条第一項ただし書の規定を準用する。

(掛金)

第百条 (略)

2 (略)

- 3 掛金は、組合員の標準報酬の月額(長期給付に係るもの)にあつては、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額とする。以下この項において同じ。(を標準として算定するものとし、その標準報酬の月額と掛金との割合は、組合(前条第二項第二号に規定する掛金に係るもの)にあつては、連合会(の定款で定める)。

4・5 (略)

(任意継続組合員に対する短期給付等)

第百二十六条の五 (略)

2・4 (略)

- 5 任意継続組合員が次の各号の一に該当するに至つたときは、その翌日(第四号に該当するに至つたときは、その日)から、その資格を喪失する。

一 任意継続組合員となつた日から起算して二年を経過したとき(次号に規定する者を除く)。

一丁五（略）

6（略）

附則

（短期給付等に係る標準報酬の区分等の特例）

第六条の二 第四十二条第一項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法第四十条第二項の規定による標準報酬月額等の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより第四十二条第一項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額は、同法第四十条の規定による標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。

2 前項の規定による標準報酬の区分の改定が行われた場合においては、第四十二条第一項中「区分」とあるのは、「区分（附則第六条の二第一項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分）」と、第四十二条の二第一項後段中「百五十万円を」とあるの

一の二 五十五歳（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十五条第一項に規定する定年に達したことにより退職した自衛官のうち当該定年が五十五歳未満である者にあつては、当該定年）に達した後六十歳に達する前に任意継続組合員となつた者にあつては、六十歳に達したとき又は六十歳に達する前において任意継続組合員の資格を有しないものとしたならば国民健康保険法第八条の二第一項に規定する退職被保険者となるべき場合には当該退職被保険者となるべきとき（いずれのときにおいても、任意継続組合員となつた日から起算して二年を経過していないときは、その二年を経過したときとする。）。

一丁五（略）

6（略）

附則

（短期給付等に係る標準報酬の区分の特例）

第六条の二 第四十二条第一項の規定による標準報酬の区分については、健康保険法第四十条第二項の規定による標準報酬の等級区分の改定措置その他の事情を勘案して、政令で定めるところにより第四十二条第一項の規定による標準報酬の等級の最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができる。ただし、当該改定後の標準報酬の等級のうちの最高等級の標準報酬の月額は、同法第四十条の規定による標準報酬等級のうちの最高等級の標準報酬月額を超えてはならない。

2 前項の規定による標準報酬の区分の改定が行われた場合においては、第四十二条第一項中「区分」とあるのは、「区分（附則第六条の二第一項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分）」とする。

は「百五十万円（附則第六条の二第一項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、政令で定める金額。以下この項において同じ。）を」とする。

3 (略)

(特例退職組合員に対する短期給付等)

第十二条 (略)

2~4 (略)

5 特例退職組合員の標準報酬の月額は、毎年一月一日（一月から三月までの標準報酬の月額にあつては、前年の一月一日）における当該特例退職組合員の属する特定共済組合の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員（特例退職組合員を除く。）の標準報酬の月額の平均額と、前年における当該組合員の標準期末手当等の額の平均額の十二分の一に相当する額とを合算した額の二分の一に相当する金額の範囲内で定款で定める金額とする。

6~8 (略)

9 特例退職組合員は、第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員とみなして同条第三項、第四項及び第五項第一号の規定を適用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは「附則第十二条第一項」と、同条第五項第一号中「任意継続組合員となつた日から起算して二年を経過したとき」とあるのは「老人保健法の規定による医療を受けることができるに至つたとき、又は国民健康保険法第八条の二第一項に規定する退職被保険者であるべき者に該当しなくなつたとき」と読み替えるものとする。

10・11 (略)

(自衛官以外の隊員等に関する特例)

第十三条の七 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五

3 (略)

(特例退職組合員に対する短期給付等)

第十二条 (略)

2~4 (略)

5 特例退職組合員の標準報酬の月額は、毎年一月一日（一月から三月までの標準報酬の月額にあつては、前年の一月一日）における当該特例退職組合員の属する特定共済組合の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員（特例退職組合員を除く。）の標準報酬の月額の合計額を当該組合員の総数で除して得た額の二分の一に相当する金額の範囲内で定款で定める金額とする。

6~8 (略)

9 特例退職組合員は、第二百二十六条の五第二項に規定する任意継続組合員とみなして同条第三項、第四項及び第五項第一号の規定を適用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは「附則第十二条第一項」と、同条第五項第一号中「任意継続組合員となつた日から起算して二年を経過したとき（次号に規定する者を除く。）」とあるのは「老人保健法の規定による医療を受けることができるに至つたとき、又は国民健康保険法第八条の二第一項に規定する退職被保険者であるべき者に該当しなくなつたとき」と読み替えるものとする。

10・11 (略)

(自衛官以外の隊員等に関する特例)

第十三条の七 自衛隊法第二条第五項に規定する隊員（自衛官を除く。

項に規定する隊員（自衛官を除く。）については、附則第十三条の三第一項中「国家公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十七号。以下「昭和五十六年法律第七十七号」という。）」とあるのは、「自衛隊法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十八号。以下「昭和五十六年法律第七十八号」という。）」と、「国家公務員法第八十一条の二第一項に規定する定年退職日（昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法律第七十七号）」とあるのは、「自衛隊法第四十四条の二第一項に規定する定年退職日（昭和五十六年法律第七十八号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法律第七十八号）」と、「国家公務員法第八十一条の二第一項又は昭和五十六年法律第七十七号附則第三条」とあるのは、「自衛隊法第四十四条の二第一項又は昭和五十六年法律第七十八号附則第三条」と、「国家公務員法第八十一条の三（昭和五十六年法律第七十七号附則第四条において準用する場合を含む。）」と、「国家公務員法第八十一条の四（昭和五十六年法律第七十七号附則第五条において準用する場合を含む。）」とあるのは、「自衛隊法第四十四条の三（昭和五十六年法律第七十八号附則第四条において準用する場合を含む。）」と、「国家公務員法第八十一条の四（昭和五十六年法律第七十七号附則第五条において準用する場合を含む。）」とあるのは、「自衛隊法第四十四条の四（昭和五十六年法律第七十八号附則第五条において準用する場合を含む。）」と、附則第十三条の五中「昭和五十六年法律第七十七号」とあるのは、「昭和五十六年法律第七十八号」として、これらの規定を適用する。

2・3（略）

）については、附則第十三条の三第一項中「国家公務員法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十七号。以下「昭和五十六年法律第七十七号」という。）」とあるのは、「自衛隊法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第七十八号。以下「昭和五十六年法律第七十八号」という。）」と、「国家公務員法第八十一条の二第一項に規定する定年退職日（昭和五十六年法律第七十七号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法律第七十七号）」とあるのは、「自衛隊法第四十四条の二第一項に規定する定年退職日（昭和五十六年法律第七十八号附則第三条の規定の適用を受ける者にあつては、昭和五十六年法律第七十八号）」と、「国家公務員法第八十一条の二第一項又は昭和五十六年法律第七十七号附則第三条」とあるのは、「自衛隊法第四十四条の二第一項又は昭和五十六年法律第七十八号附則第三条」と、「国家公務員法第八十一条の三（昭和五十六年法律第七十七号附則第四条において準用する場合を含む。）」とあるのは、「自衛隊法第四十四条の三（昭和五十六年法律第七十八号附則第四条において準用する場合を含む。）」と、「国家公務員法第八十一条の四（昭和五十六年法律第七十七号附則第五条において準用する場合を含む。）」とあるのは、「自衛隊法第四十四条の四（昭和五十六年法律第七十八号附則第五条において準用する場合を含む。）」と、附則第十三条の五中「昭和五十六年法律第七十七号」とあるのは、「昭和五十六年法律第七十八号」として、これらの規定を適用する。

2・3（略）